

○国土交通省告示第八百七十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年九月二日

国土交通大臣 大畠 章宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道4号改築工事（氏家矢板バイパス・栃木県さくら市馬場字新知地内から同市氏家字大野地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 栃木県さくら市馬場字新知、字大明内、字川崎道西及び字川崎道東、氏家字大明地及び字大野地内

2 使用の部分 栃木県さくら市馬場字大明内地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、栃木県さくら市馬場字金井地内から同市蒲須坂字十三人地内までの延長3.6kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道4号改築工事（氏家矢板バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道4号（以下「本路線」という。）は、東京都中央区を起点として、宇都宮市、仙台市等を経て、青森市に至る総延長874kmの主要幹線道路である。

本路線は、東北地方と関東地方を結ぶ物流路線として重要な役割を果たしているが、本路線が通過し、工業団地等が立地する栃木県さくら市においても、製造された工業製品の物流等を担うとともに、地域住民の生活道路として利用されている。

しかしながら、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、自動車交通量が多いにもかかわらず、2車線の道路であり、慢性的な交通混雑が発生し、交通事故が多発するなど、安全かつ円滑な自動車交通が阻害され、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況にある。

平成22年7月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、さくら市馬場地内で27,663台/日、同市長久保地内で23,342台/日であり、混雑度はそれぞれ1.38、1.31となっている。

本件事業の完成により、現道が4車線に拡幅されることから交通混雑の緩和が図られ、本路線（氏家矢板バイパス）の既供用区間と一体となって、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成23年3月に、環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施している。その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するが、騒音については、遮音壁を設置することにより環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づき、現道を4車線に拡幅する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和58年11月8日に都市計画決定され、平成13年1月19日に変更決定された都市計画と、一部区間の幅員を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通量が多く、慢性的に交通混雑が発生し、交通事故も多発していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長からなる国道4号栃木県北部地域整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 栃木県さくら市役所